

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛知県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
							有		無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間				
						31	41	19			53					
23	100	名古屋市	男女平等参画推進室	1	1	1	1	名古屋平等参画推進なごや条例	2002年3月29日	2002年4月1日		名古屋市男女平等参画基本計画2025	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	201	豊橋市	市民協働推進課	1	2	1	1	豊橋市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン2018-2022	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
23	202	岡崎市	多様性社会推進課	1	2	1	1	岡崎市男女共同参画推進条例	2005年3月29日	2005年4月1日		ウイズプランおかげさまで第5次岡崎市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
23	203	一宮市	政策課	1	2	1	1				0	第3次一宮市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
23	204	瀬戸市	まちづくり協働課	1	2	1	1				0	瀬戸市女性活躍推進計画・第3次瀬戸市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
23	205	半田市	市民協働課	1	2	0	1	半田市男女共同参画推進条例	2005年7月12日	2005年7月12日		第2次半田市男女共同参画推進計画～誰もが生き生きと暮らすにみちたまち～(後期分)	2015年4月 ~ 2022年3月	0	1	
23	206	春日井市	男女共同参画課	1	1	1	1	春日井市男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1	
23	207	豊川市	人権交通防犯課	1	2	1	1	豊川市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	208	津島市	人権推進課	1	2	1	1				0	津島市男女共同参画プラン2030	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	209	碧南市	地域協働課	1	2	0	0				0	第2次碧南市男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
23	210	刈谷市	市民協働課	1	2	1	1	刈谷市男女共同参画推進条例	2019年9月30日	2019年10月1日		第2次刈谷市男女共同参画プラン【改定版】	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
23	211	豊田市	市民活躍支援課	1	1	1	1				0	クローバープラン(第4次とよた男女共同参画プラン)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
23	212	安城市	市民協働課	1	2	1	1	安城市男女共同参画推進条例	2008年3月26日	2008年4月1日		第4次安城市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	213	西尾市	地域つながり課	1	2	1	1				0	第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	214	蒲郡市	協働まちづくり課	1	2	0	1				0	第2次蒲郡市男女共同参画プラン	2011年4月 ~ 2021年5月	0	1	
23	215	犬山市	地域協働課	1	2	0	0				0	第5次犬山市総合計画 改訂版	2017年4月 ~ 2023年3月	0	0	
23	216	常滑市	安全協働課	1	2	1	0				0	第5次常滑市総合計画	2016年3月 ~ 2025年3月	0	0	
23	217	江南市	市民サービス課	1	2	1	1				0	第2次こうなん男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1	
23	219	小牧市	多世代交流プラザ	1	1	1	1	小牧市男女共同参画条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第3次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅢ	2015年4月 ~ 2022年3月	1	1	
23	220	稲沢市	市長公室地域協働課	1	2	1	1				2	いなざわ男女共同参画プランⅢ	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
23	221	新城市	まちづくり推進課	1	2	0	1				0	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	222	東海市	女性・子ども課	1	1	1	1	東海市男女共同参画推進条例	2004年9月29日	2004年11月1日		東海市男女共同参画プランⅢ	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	223	大府市	子ども未来課	1	2	1	1	おおぶ男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2003年10月1日		おおぶ男女共同参画プランⅥ さんかく! おおぶ	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	224	知多市	子ども若者支援課	1	2	1	0				2	知多市男女共同参画行動計画(知多市ウイズプランⅢ)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	225	知立市	協働推進課	1	2	1	1				0	第3次知立市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
23	226	尾張旭市	多様性推進課	1	2	1	1	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日		第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
23	227	高浜市	こども未来部文化スポーツグループ	1	2	0	0				0	第6次高浜市総合計画	2011年4月 ~ 2022年3月	0	0	
23	228	岩倉市	協働安全課	1	2	1	1				0	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
							有			無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間					
23	229	豊明市	市民協働課	1	2	1				0	第3次とよあけ男女共同参画プラン(中間見直し版)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1			
23	230	日進市	市民協働課	1	2	0	日進市男女平等推進条例	2007年4月1日	2007年10月1日		第3次日進市男女平等推進プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1			
23	231	田原市	企画課	1	2	1				0	田原市男女共同参画推進プランII	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1			
23	232	愛西市	市民協働課	1	2	1				0	第3次愛西市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
23	233	清須市	生涯学習課	2	2	0				0	清須市男女共同参画プラン(見直し版)	2014年4月 ~ 2022年3月	0	1			
23	234	北名古屋	総務課	1	2	1	北名古屋男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次北名古屋男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1			
23	235	弥富市	市民協働課	1	2	1	弥富市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第2次弥富市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1			
23	236	みよし市	協働推進課	1	2	0	みよし市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2015年4月1日		みよし男女共同参画プランパートナー2019-2023	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
23	237	あま市	人権推進課	1	2	1	あま市男女共同参画推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日		あま市男女共同参画プラン(改訂版)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
23	238	長久手市	たつせがある課	1	2	0	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第3次長久手市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
23	302	東郷町	地域協働課	1	2	1	東郷町男女共同参画推進条例	2010年12月21日	2011年4月1日		第2次東郷町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1			
23	342	豊山町	企画財政課	1	2	0				0	豊山町男女共同参画社会計画 第2次とよまレインボープラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1			
23	361	大口町	地域協働課	1	2	0				0	第四次おおぐち男女協働参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
23	362	扶桑町	政策調整課	1	2	1				0	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1			
23	424	大治町	社会教育課	2	2	0				0	第4次大治町総合計画	2011年4月 ~ 2022年3月	0	0			
23	425	蟹江町	政策推進室政策推進課	1	2	0				0	蟹江町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
23	427	飛島村	総務部企画課	1	2	0				0	飛島村男女共同参画推進プラン2019-2028	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1			
23	441	阿久比町	社会教育課	2	2	0				0	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1			
23	442	東浦町	協働推進課	1	2	0				0	第6次東浦町総合計画第1期基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	0			
23	445	南知多町	企画財政課	1	2	0				0	第2次南知多町男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2032年3月	1	1			
23	446	美浜町	企画課	1	2	0				0	美浜町男女共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1			
23	447	武豊町	企画政策課	1	2	0				0	第3次武豊町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1			
23	501	幸田町	企画政策課	1	2	0				2	第2次幸田町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
23	561	設楽町	企画ダム対策課	1	2	1				0	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1			
23	562	東栄町	振興課	1	2	0				0	東栄町第6次総合計画	2016年4月 ~ 2025年3月	1	0			
23	563	豊根村	地域振興課	1	2	0				0					0		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			9							1	8	5	4	0	6	2	1
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	イーブルなごや	460-0015	愛知県名古屋市中区大井町7番25号	052-331-5288	052-322-9458	https://e-able-nagoya.jp/		○		○				○
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	パルモ	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3-22	0532-33-2800	0532-33-2810	http://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm		○		○		○		
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	Libra(りぶら)	444-0059	愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地	0564-23-3100	0564-23-3165	https://www.city.okazaki.lg.jp/libra/		○	○			○		
23	203	一宮市															
23	204	瀬戸市															
23	205	半田市															
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム	レディヤンかすがい	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4188	0568-85-7890	https://www.city.kasugai.lg.jp/shisetsu/kouminkan/rediyan/index.html		○	○			○		
23	207	豊川市															
23	208	津島市															
23	209	碧南市															
23	210	刈谷市															
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	キラッ☆とよた	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270	https://clover-toyota.jp		○	○			○		
23	212	安城市															
23	213	西尾市															
23	214	蒲郡市															
23	215	犬山市															
23	216	常滑市															
23	217	江南市															
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター		485-0041	愛知県小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9848	0568-71-9840	http://www.city.komaki.aichi.jp/		○	○			○		
23	220	稲沢市															
23	221	新城市															
23	222	東海市															
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	ミュージーがせ	474-0035	大府市江端町4-1	0562-48-0588	0562-44-9144	http://www.medias.ne.jp/~misigase/		○		○				○
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	ウイズ	478-0065	知多市新知東町2丁目7-2	0562-56-6305	0562-56-6305	http://www.medias.ne.jp/~fureai/		○	○			○		
23	225	知立市															
23	226	尾張旭市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
23	227	高浜市	女性文化センター	女文	444-1332	高浜市湯山町六丁目6番地4	0566-52-5002			○							○
23	228	岩倉市															
23	229	豊明市															
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															
23	233	清須市															
23	234	北名古屋市															
23	235	弥富市															
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山町															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	446	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			9							8	8	9	7	1	3	2	0	3
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	2003年6月18日	7	12	24,469			○								
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	2009年4月1日	0	3	1,934	○	○	○	○		○					
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	2008年11月1日	6	2	2,197	○	○	○	○		○	○				
23	203	一宮市																
23	204	瀬戸市																
23	205	半田市																
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム	1991年1月13日	6	7	42,105	○	○	○	○						○	
23	207	豊川市																
23	208	津島市																
23	209	碧南市																
23	210	刈谷市																
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	2005年4月1日	3	11	10,933	○	○	○	○						○	
23	212	安城市																
23	213	西尾市																
23	214	蒲郡市																
23	215	犬山市																
23	216	常滑市																
23	217	江南市																
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター	1995年9月21日	9	4	30,854	○	○	○	○	○	○	○			○	
23	220	稲沢市																
23	221	新城市																
23	222	東海市																
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	1989年4月1日	3	6	12,686	○	○	○	○							
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	2000年4月1日	0	3	6,382	○	○	○	○							
23	225	知立市																
23	226	尾張旭市																
23	227	高浜市	女性文化センター	1995年4月1日	1	0	6,760	○	○	○								
23	228	岩倉市																
23	229	豊明市																
23	230	日進市																
23	231	田原市																
23	232	愛西市																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他			
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究		
23	233	清須市																	
23	234	北名古屋市																	
23	235	弥富市																	
23	236	みよし市																	
23	237	あま市																	
23	238	長久手市																	
23	302	東郷町																	
23	342	豊山町																	
23	361	大口町																	
23	362	扶桑町																	
23	424	大治町																	
23	425	蟹江町																	
23	427	飛島村																	
23	441	阿久比町																	
23	442	東浦町																	
23	445	南知多町																	
23	446	美浜町																	
23	447	武豊町																	
23	501	幸田町																	
23	561	設楽町																	
23	562	東栄町																	
23	563	豊根村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			38	0	0.0	50	1	2.0	16	0	0.0	15	0	0.0	6,705	417	6.2
23	100	名古屋市				1	0	0.0	3	1	33.3									
23	201	豊橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							428	14	3.3
23	202	岡崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							556	7	1.3
23	203	一宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							815	71	8.7
23	204	瀬戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
23	205	半田市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	0	0.0
23	206	春日井市				1	0	0.0	2	0	0.0							555	73	13.2
23	207	豊川市				1	0	0.0	2	0	0.0							186	男女の別の調査をしていない	-
23	208	津島市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	34	15.7
23	209	碧南市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	0	0.0
23	210	刈谷市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	0	0.0
23	211	豊田市				1	0	0.0	2	0	0.0							301	4	1.3
23	212	安城市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	2	2.5
23	213	西尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							400	6	1.5
23	214	蒲郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	0	0.0
23	215	大山市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	19	6.0
23	216	常滑市				1	0	0.0	1	0	0.0							28	0	0.0
23	217	江南市	2010年2月20日	江南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							136	9	6.6
23	219	小牧市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	4	3.1
23	220	稲沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	18	5.8
23	221	新城市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	2	1.5
23	222	東海市				1	0	0.0	2	0	0.0							113	8	7.1
23	223	大府市				1	0	0.0	2	0	0.0							317	39	12.3
23	224	知多市				1	0	0.0	2	0	0.0							68	3	4.4
23	225	知立市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	3	9.7
23	226	尾張旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							257	34	13.2
23	227	高浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	0	0.0
23	228	岩倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	0	0.0
23	229	豊明市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	24	13.2
23	230	日進市				1	0	0.0	1	0	0.0							19	2	10.5
23	231	田原市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	0	0.0
23	232	愛西市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	1	1.5
23	233	清須市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	3	7.9
23	234	北名古屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
23	235	弥富市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	2	2.6
23	236	みよし市				1	0	0.0	1	0	0.0							25	0	0.0
23	237	あま市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	0	0.0
23	238	長久手市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	21	19.3
23	302	東郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	342	豊山町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	5	18.5
23	361	大口町										1	0	0.0	0	0		11	0	0.0
23	362	扶桑町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
23	424	大治町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	5	10.2
23	425	蟹江町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況												
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち			
							女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
23	427	飛島村									1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	441	阿久比町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	442	東浦町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
23	445	南知多町									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
23	446	美浜町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	447	武豊町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	501	幸田町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	561	設楽町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
23	562	東栄町									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
23	563	豊根村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数		うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数		総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数		総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数		女性比率(%)	総委員数	うち女性数		女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
					審議会等数	うち女性を含む委員数						審議会等数	うち女性を含む委員数					委員会等数	うち女性を含む委員数					委員会等数	うち女性を含む委員数			総委員数	うち女性数								総委員数
23	361	大口町	30.0	2023年3月	48	33	606	150	24.8	法令、条例及び規則に基づき設置された附属機関						24	19	273	81	29.7	5	2	24	4	16.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
23	362	扶桑町	28.5	2023年3月	31	27	422	123	29.1	地方自治法(第202条の3)に基づく法令及び条例による付属機関						30	26	398	119	29.9	5	2	28	6	21.4	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
23	424	大治町	35.0	2020年	14	12	135	28	20.7	計画上天に指定はないが、地方自治法(第202条3)及び条例に基づく審査会と想定して上記登用状況を入力						14	12	135	28	20.7	4	2	23	4	17.4	20	3	15.0	21	3	14.3	2	2020年4月1日	1		1	
23	425	蟹江町	25.0	2022年3月	26	22	295	53	18.0	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこととする。						18	15	194	32	16.5	5	4	25	5	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
23	427	飛鳥村	30.0	2029年3月	27	14	239	41	17.2	法律・政令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会・委員会・会議等						13	7	108	20	18.5	5	2	32	4	12.5	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
23	441	阿久比町	35.0	2021年3月 2021年度以降の 目標値は検討中。	35	29	456	98	21.5	審議会・委員会・協議会						30	26	424	92	21.7	5	3	32	6	18.8	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
23	442	東浦町	40.0	2023年	43	36	514	140	27.2	法律または政令により設置されている審議会など、法律により設置されている委員会など(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等						26	22	315	89	28.3	5	3	34	5	14.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
23	445	南知多町	30.0	2031年3月	22	14	447	61	13.6	条例・法令に基づく附属機関						22	14	447	61	13.6	5	1	27	2	7.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
23	446	美浜町	40.0	2025年	25	22	257	85	33.1	条例、規則等により設置されている協議会等。						25	22	257	85	33.1	5	2	39	4	10.3	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	
23	447	武豊町		西暦2026年 3月 までに 40%~60%	28	25	567	137	24.2	法律又は政令により設置されている審議会等						28	25	567	137	24.2	5	2	25	3	12.0	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	501	幸田町	30.0	2024年3月	29	25	353	85	24.1	地方自治法(第202条の3)の法令に基づく機関及び、条例に基づく機関						29	25	353	85	24.1	5	3	27	5	18.5	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	561	設楽町	25.0	2029年3月	16	8	146	22	15.1	審議会等が(町が独自に設置したものを含む)の構成員等						11	5	123	18	14.6	5	3	23	4	17.4	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
23	562	東栄町														10	3	135	6	4.4	4	4	18	4	22.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
23	563	豊根村														11	8	126	25	19.8	5	2	20	3	15.0	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

愛知県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名	管理職の在職状況														職務上の地位別職員在職状況														調査 時点 コード	そ の 他	防災・危機管理部局への配置状況					調査 時点 コード	そ の 他									
	管理職総数		うち 女性		うち一般行政職		部長長相当職		うち 女性		うち一般行政職		次長相当職		うち 女性		うち一般行政職		課長相当職		うち 女性		うち一般行政職		係長相当職		うち 女性				うち一般行政職		課長補佐相当職		うち 女性			うち一般行政職		係長相当職		うち 女性		うち一般行政職		
	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)			数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数			女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)	数	女性比率(%)
	5,893	1,089	18.1	3,941	487	12.4	1,046	97	9.3	711	48	6.8	512	73	14.3	290	25	8.6	4,335	899	20.7	2,940	414	14.1	4,619	1,623	35.1	2,453			543	22.1	9,837	3,198	32.5			5,903	1,444	24.5						
23100	名古屋市	1,292	171	13.2	1,067	131	12.3	267	26	9.7	224	20	8.9	60	17	28.3	6	0	0.0	1,025	145	14.1	843	111	13.2	307	98	31.9	153	29	19.0	2,548	450	17.7	2,162	352	16.1	1	97	9	15.8	10	1	10.0	1	
23101	豊橋市	314	56	17.8	144	20	13.9	76	9	10.5	17	1	5.9	179	31	17.4	121	19	10.7	179	31	17.4	121	19	10.7	307	98	31.9	153	29	19.0	573	196	34.2	229	48	21.0	1	18	4	22.2	3	0	0.0	1	
23202	岡崎市	170	23	13.5	133	16	12.0	24	1	4.2	21	1	4.8	42	5	11.9	31	4	12.9	104	17	16.3	81	11	13.6	337	117	34.7	132	30	22.7	593	212	35.6	354	96	27.1	1	13	2	15.4	2	0	0.0	1	
23203	一宮市	514	134	26.1	214	28	13.1	29	0	0.0	16	0	0.0	35	4	11.4	19	3	15.8	450	130	28.9	179	25	14.0	504	160	31.7	212	48	22.6	564	257	45.6	205	72	35.1	1	9	0	0.0	3	0	0.0	1	
23204	瀬戸市	85	11	12.9	67	8	11.9	13	1	7.7	11	1	9.1	1	0	0.0	0	0	0.0	71	10	14.1	56	7	12.5	106	35	33.0	69	18	26.1	109	29	26.6	55	9	16.4	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
23205	半田市	102	21	20.6	48	3	6.3	38	2	5.3	10	0	0.0	3	2	66.7	1	0	0.0	61	17	27.9	37	3	8.1	111	47	42.3	38	8	21.1	163	93	57.1	58	23	39.7	1	10	1	10.0	1	0	0.0	1	
23206	春日井市	219	42	19.2	97	8	8.2	74	10	13.5	19	0	0.0	145	32	22.1	78	8	10.3	270	91	33.7	129	16	12.4	455	190	41.8	217	65	30.0	1	15	2	13.3	2	0	0.0	1	1	1	100.0	1			
23207	豊川市	176	19	10.8	88	7	8.0	23	2	8.7	12	1	8.3	37	2	5.4	21	1	4.8	116	15	12.9	55	5	9.1	173	62	35.8	86	11	12.8	357	118	33.1	126	34	27.0	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1	
23208	津島市	131	46	35.1	53	3	5.7	13	1	7.7	11	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	116	45	38.8	40	3	7.5	104	45	43.3	38	9	23.7	250	38	15.2	101	25	24.8	1	85	1	1.2	10	0	0.0	1	
23209	碧南市	94	13	13.8	48	3	6.3	18	1	5.6	13	0	0.0	76	12	15.8	35	3	8.6	72	28	38.9	51	14	27.5	95	34	35.8	79	27	34.2	1	11	0	0.0	2	0	0.0	1	1	1	100.0	1			
23210	刈谷市	63	6	9.5	58	5	8.6	14	0	0.0	14	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	39	5	12.8	34	4	11.8	74	15	20.3	60	8	13.3	151	54	35.8	103	18	17.5	1	14	3	21.4	3	0	0.0	1	
23211	豊田市	218	23	10.6	164	15	9.1	26	6	23.1	20	3	15.0	29	1	3.4	20	1	5.0	163	16	9.8	124	11	8.9	360	92	25.6	171	21	12.3	480	89	18.5	293	62	21.2	1	16	2	12.5	4	0	0.0	1	
23212	安城市	77	4	5.2	70	4	5.7	12	0	0.0	12	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	55	3	5.5	48	3	6.3	65	10	15.4	54	3	5.6	157	56	35.7	112	26	23.2	1	13	4	30.8	2	0	0.0	1	
23213	西尾市	142	19	13.4	72	6	8.3	24	1	4.2	15	1	6.7	19	0	0.0	19	0	0.0	99	15	15.2	53	5	9.4	131	39	29.8	66	13	19.7	409	171	41.8	205	70	34.1	1	13	2	15.4	0	0	0.0	1	
23214	蒲郡市	162	31	19.1	77	15	19.5	19	2	10.5	9	1	11.1	22	2	9.1	14	0	0.0	121	27	22.3	54	14	25.9	81	38	46.9	33	12	36.4	138	62	44.9	52	24	46.2	1	6	2	33.3	3	1	33.3	1	
23215	大山市	45	8	17.8	32	5	15.6	9	1	11.1	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	25	4	16.0	70	24	34.3	39	7	17.9	76	21	27.6	40	9	22.5	1	8	1	12.5	2	0	0.0	1	
23216	常滑市	119	35	29.4	46	6	13.0	47	9	19.1	9	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	71	26	36.6	36	6	16.7	73	29	39.7	38	12	31.6	128	56	43.8	51	20	39.2	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1	
23217	江南市	45	5	11.1	37	4	10.8	12	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	5	15.2	27	4	14.8	113	38	33.6	40	3	7.5	92	42	45.7	43	16	37.2	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
23219	小牧市	219	32	14.6	105	11	10.5	27	2	7.4	15	0	0.0	69	10	14.5	13	0	0.0	123	20	16.3	77	11	14.3	113	57	50.4	17	5	29.4	260	96	36.9	134	32	23.9	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1	
23220	稲沢市	106	18	15.1	71	7	9.9	18	1	5.6	11	0	0.0	17	5	29.4	13	1	7.7	71	10	14.1	47	6	12.8	176	57	32.4	147	37	25.2	185	81	43.8	142	45	31.7	1	11	3	27.3	0	0	0.0	1	
23221	稲城市	124	43	34.7	66	7	10.6	13	0	0.0	11	0	0.0	29	5	17.2	19	1	5.3	82	38	46.3	38	6	15.7	78	24	30.8	41	9	22.0	196	55	28.0	82	15	24.2	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
23222	東海市	84	21	25.0	71	14	19.7	11	4	36.4	10	4	40.0	16	2	12.5	14	2	14.3	57	15	26.3	47	8	17.0	62	27	43.5	32	8	25.0	110	47	42.7	69	17	24.6	1	9	2	22.2	1	0	0.0	1	
23223	大府市	65	11	16.9	51	6	11.8	13	2	14.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	51	9	17.6	39	5	12.8	59	17	28.8	31	5	16.1	98	42	42.9	49	17	34.7	1	9	0	0.0	1	0	0.0	1	
23224	知多市	51	15	29.4	36	9	25.0	11	1	9.1	10	1	10.0	1	0	0.0	0	0	0.0	40	14	35.0	26	8	30.8	69	31	44.9	34	12	35.3	79	36	45.6	34	10	29.4	1	8	0	0.0	3	0	0.0	1	
23225	知立市	40	5	12.5	33	3	9.1	11	1	9.1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	0	0.0	29	4	13.8	25	2	8.0	48	24	50.0	32	10	31.3	60	28	46.7	40	14	35.0	1	7	1	14.3	3	0	0.0	1	
23226	尾張旭市	75	15	20.0	52	9	17.3	11	2	18.2	9	2	22.2	4	0	0.0	2	0	0.0	60	13	21.7	41	7	17.1	66	26	39.4	32	8	25.0	89	37	41.6	52	24	46.2	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
23227	高浜市	35	5	14.3	29	4	13.8	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	5	17.9	22	4	18.2	13	6	46.2	8	3	37.5	46	23	50.0	29	9	31.0	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
23228	岩倉市	28	6	21.4	19	2	10.5	6	1	16.7	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	5	22.7	15	2	13.3	68	26	38.2	35	8	22.9	29	16	55.2	12	3	25.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
23229	豊明市	36	10	27.8	34	9	26.5	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	10	33.3	28	9	32.1	44	20	45.5	27	5	18.5	45	25	55.6	28	9	32.1	1	8	1	12.5	3	0	0.0	1	
23230	日進市	77	24	31.2	61	12	19.7	10	3	30.0	10	3	30.0	17	1	5.9	17	1	5.9	50	20	40.0	34	8	23.5	56	27	48.2	42	13	31.0	125	61	48.8	86	26	30.2	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
23231	田原市	79	13	16.5	66	9	13.6	13	0	0.0	12	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	63	13	20.6	52	9	17.3	81	34	42.0	57	19	33.3	117	46	39.3	68	25	36.8	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
23232	愛西市	55	8	14.5	37	4	10.8	13	2	15.4	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	42	6	14.3	29	3	10.3	88	25	28.4	59	17	28.8	78	36	46.2	53	23	43.4	1	8	3	37.5					

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合「取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
コ ー ド	市 区 町 村 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がないが、運用上も認めていない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
23	203	一宮市	1	一宮市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。(以下、項目等は省略)	一宮市議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	2	4	
23	204	瀬戸市	1	瀬戸市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、任命権者に申請しなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。 3 任命権者が第1項に定める申請を適当であると認めるときは、人事課長は、旧姓使用申請書(様式第1号)と併せて、所属長を経て議事課に交付するものとする。	瀬戸市議会	1	2	2	1	瀬戸市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、前項の規定によるほか、あらかじめ、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
23	205	半田市	3		半田市議会	1	2	2	1	半田市議会会議規則 第二条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
23	206	春日井市	1	職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、春日井市の一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の姓を改めた後も、引き続き婚姻等により改められた戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	春日井市議会	1	2	2	1	春日井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条第2項 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
23	207	豊川市	1	豊川市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出し、承認を受けるものとする。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、豊川市職員職階管理(旧職制)を管掌する等、第4条に規定する履歴書記載事項変更・追加届に添えて提出する。 3 前2項の規定にかかわらず、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより第1項の承認を受けることができる。	豊川市議会	1	2	2	1	豊川市議会会議規則 第2条第2項 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
23	208	津島市	1	津島市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (承認申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式1)により、市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。 (承認通知) 第4条 市長が旧姓使用を承認したときは、市長は、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。	津島市議会	1	2	2	1	津島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第85条 2 委員は、出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の休業制限の期間よりも短い。2.労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はないか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
23	209	堺南市	2	堺南市議会	1	1	2	1	堺南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
23	210	刈谷市	3	刈谷市議会	1	2	2	1	刈谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
23	211	豊田市	1	豊田市議会	1	2	2	1	豊田市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。2 議員は、出産のため欠席し出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
23	212	安城市	1	安城市議会	1	2	2	1	安城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1
23	213	西尾市	1	西尾市議会	1	2	2	1	西尾市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
23	214	蒲郡市	2	蒲郡市議会	1	2	2	1	蒲郡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	府 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
23 215	大山市	3		大山市議会	1	2	2	1	大山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の協議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
23 216	常滑市	2		常滑市議会	1	2	2	1	常滑市議会会議規則 第2条の2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
23 217	江南市	4		江南市議会	1	2	2	1	江南市議会会議規則 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。【江南市議会会議規則第2条第2項及び第3条第2項】	2						1	1	1	1	1	1
23 219	小牧市	1	小牧市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、小牧市議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「前掲等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前掲等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を一定の文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触せず、職務遂行又は事務効率上支障がないものとして、別表に掲げる範囲の文書等における事務に限るものとする。	小牧市議会	1	2	2	1	小牧市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条2項 委員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、出産できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
23 220	稲沢市	1	稲沢市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる文書等とする。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、議員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職務の遂行に必要と認められる文書で、議員の同一性の確認ができ、旧姓使用を原因とする争争のおそれがない内容のもの (4) 前各号に掲げるもののほか、特に支障がないと市長が認めるもの。	稲沢市議会	1	2	2	1	稲沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 県 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。」	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のとおりか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の明記について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
コ コ ロ シ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より長い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
23	221	新城市	1	新城市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条～第9条で構成	新城市議会	1	2	2	1	新城市議会会議規則 第2条第1項及び第34条第1項「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、看護のし産前産後その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議表に届けなければならない。」 第2条第2項及び第34条第2項「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議表に欠席届を提出することができる。」	2	1	1	1	1	1	1
23	222	東海市	3		東海市議会	1	2	2	1	東海市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産前産後その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2	1	1	1	1	1	1
23	223	大府市	2		大府市議会	1	1	3	2	欠席期間に比した減額の規定はあるが、産前産後期間は減額対象としない申告がある。	2	2	2	2	1	1	
23	224	知多市	1	知多市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の趣旨) 第2条 旧姓使用をすることができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして管理に届けなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓使用をしようとする議員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、新たに採用された議員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより前項の承認を受けることができる。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請が職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。 3 任命権者は、前条の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認書(第2号様式)により、その旨を所属長を経由して当該議員に通知するものとする。	知多市議会	1	1	3	2	1	知多市議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、その額に応じた議員報酬に会議等を欠席した日又は長期欠席届の届出があった日のいずれか早い日から、承認後に発生した日又は復職届の届出があった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、次の次に定める割合を算して算定する。 長期欠席の期間 割合 90日を超え180日以下であるとき、100分の90 180日を超え365日以下であるとき、100分の90 365日を超えるとき、100分の50 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日、180日又は365日を経過する月の翌月の(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下これを「減額月」という。)から、長期欠席の期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等議員に適用すべき議員報酬がないときは、市費の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までを通じて同じ割合を減額しないときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割により計算する。 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(以下この条において「これの日を「標準日」という。)のそれぞれ前月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その額に応じて支給標準額を標準手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を算して算定する。 2 標準日の前月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が高い方の減額割合を適用し、日割による計算はしない。	1	3	1	1	1	

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、次の有休期間とは異なるか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後85条の期間以上である。 2. 労働基準法85条の産前産後85条の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
226	226	知立市	1	知立市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」とい。)により氏を改めた場合において、従前の氏(以下「旧姓」とい。)と本文等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 婚姻等により氏を改めた議員(婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の意味が社会的に認知されていると認められる議員を除く。)は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、別表に掲げる文書等について、旧姓を使用することができる。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2) 選挙前及びその他公権力の行使に關わるもの (3) 身分を証明するもの (4) 税、年金、保険、預貯金等に關わるもの (5) 他の地方公共団体又は公益の法人等に派遣された場合にあっては、派遣先団体において旧姓の使用に制約のあるもの (旧姓使用の届出) 第3条 前条の規定により旧姓を使用しようとする議員は、知立市職員旧姓使用届出書(様式第1)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 前条の届出をした議員が旧姓の使用を中止しようとするときは、知立市職員旧姓使用中届出書(様式第2)を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用を中止した議員は、特別に理由がある場合認められた場合を除き、再び同一の旧姓を使用することができない。 (旧姓使用議員及び市長の責務) 第5条 第3条の届出をした議員は、第2条の規定により旧姓を使用することができるものとされた文書等については、すべて旧姓を用いなければならない。 2 市長は、旧姓の使用について、旧姓使用議員台帳(様式第3)を整備するとともに、適正な運用管理に努めなければならない。 (委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 別表(第2条関係) 1 単に氏名が記載された文書等 (1) 名札 (2) 議員名簿 (3) 名刺 (4) 内部事務システムその他の行政情報システムによって表示され、又は作成される文書(旧姓に修正することが技術的に容易でないものを除く。) 2 組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に議員の同一性を確認することができる内容のもの (1) 起案文書、決案文書、供覧文書等に係る押印又は署名 (2) 復命書 (3) 事務引継書 (4) 知立市職員研修規程に基づく文書等 (5) 知立市職員人事考課規程に基づく文書等 (6) 自己申告書 3 議員の権利義務に關わる文書等のうち、容易に議員の同一性を確認することができるもの (1) 給与、手当関係届出に関する文書(所得税関係及び給与の口座振込申請書を除く。) (2) 勤務時間前届表 (3) 時間外(休日)勤務命令票 (4) 年次有給休暇届出簿	愛知県知立市議会	1	2	2	1	知立市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、看護等の出産補給その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例を定め、減額適用除外と	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。 1.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2.労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
	23 226	知立市																					
	23 226	葛飾旭市	1		葛飾旭市旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(申請書)を市議表を提出して市表に提出し、承認を受けなければならない。	葛飾旭市議会	1	1	3	2				2	4	2	4	1	1				
	23 227	高浜市	1	高浜市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、離婚、妻子続縁その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた議員について、当該改め前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、概(おおむね)別表に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2) 簿記処分その他公権力の行使に関わるもの (3) 議員の身分を証明するもの (4) 職務着、公共組合、年金事務所、銀行等の外部機関の事務に支障を及ぼすものであるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、特に支障があると任命権者が認めるもの	高浜市議会	1	1	2	1				1					1	1	1	1		
	23 228	岩倉市	2			岩倉市議会	1	2	2	1				2				1	1	1	1	1	4

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
23	229	豊明市	1 豊明市議員の旧姓使用に関する取扱い要綱 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を伸ばしやす「職場環境を整えるため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書と引に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、職に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせおそれがないもの	豊明市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
23	230	日進市	1 日進市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改められた戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	日進市議会	1	2	2	1		3			4	4	4	4	2	4
23	231	田原市	1 田原市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない恣意的な文書等で所屬長が適当と認めるもの 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできないものとする。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく権利義務等に与える影響が大きいもの	田原市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
23	232	美西市	3 美西市議員旧姓使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第2号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務連絡上職務や派閥を明らかにするものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	美西市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
23	233	清須市	1 清須市議員旧姓等使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第2号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務連絡上職務や派閥を明らかにするものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	清須市議会	2							4	4	4	4	4	4	4

都 道 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がない。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
23	234	北名古塵市	1	北名古塵市職員旧姓使用取り扱い規定 平成29年1月4日 訓令第1号 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を本場において引き続き使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上早く業務を遂行しないもの限り、旧姓を使用することができる。 (適用職員) 第3条 この規程は、一般職に属する職員に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1のおおとする。ただし、別表第1に掲げる基準に該当する文書等については、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の承認の申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書の提出は、原則として北名古塵市職員職務規程(平成18年北名古塵市訓令第1号)第13条に規定する届出の後、専らに旧姓を承継して、所屬長を経由して市長に提出するものとする。 (旧姓使用の承認) 第6条 市長は、前条第2項の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上、支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、特に必要があると市長が認めるときは、別表第1に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認し、又は承認しなかつたときは、旧姓使用承認・不承認通知書(様式第2)により、その旨を所屬長を經由して、旧姓の使用の承認を申請した職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第7条 市長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上、支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3)を市長に提出しなければならない。 (職員及び所屬長の責務) 第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たり、常に所屬長及び職内の職員に対して併せて併用又は混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に適切適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用者台帳) 第10条 市長は、旧姓使用者台帳(様式第4)を備え、旧姓の使用について適正な管理に努めなければならない。	北名古塵市議会	1	2	3	2		2			2	4	2	4	2	4

都 道 府 県 市 区 町 村	市 区 町 村 コ ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
23	234	北名古屋市	(産別) 第11条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は市長が定める。 附 則 この規程は、告示の日から施行する。 附 則(令和3年5月17日附令第3号) この規程は、告示の日から施行する。 別表第1(第4条関係) 基本 文書等 1 氏名が記載されたもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じおそれのないもの 職場での呼称、名札、名刺、職員配置表、産前産後関係等 2 専ら組織内で使用される文書で、容易に職員の同一性を確認することができるもの 起案文書、決議文書、供託文書等に係る押印及び署名、議案書、事務引継書等 3 議員の権利義務に関する文書等で容易に職員の同一性を確認することができ、かつ旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの 旅行命令書、休暇簿、営利企業等従事等許可届出 4 その他法令上特別な効果を生じおそれのないもの 両議長が適当と認める軽易な文書等 別表第2(第4条関係) 基本 文書等 1 議員の身分等に関する文書で法令上特別な効果を生じおそれのあるもの 人事記録台帳、職員証、法令等に基づく身分証明書、持参書、履歴書、宣誓書、退職願、内示書、分限処分関係、退職証明書等 2 議員の権利義務に関する文書等で、法令上特別な効果を生じおそれのあるもの 算給算格通知書、給与支給明細書、請求手当届、共済組合関係書類、公務災害関係書類、交通事故等関係書類、健康診断関係書類等 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入調査、徴収票員証等 4 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの 源泉徴収票等	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	
23	235	弥富市	1	弥富市議会	1	2	2	1	弥富市議会会議規則 第2条第2項	2						
23	236	みよし市	みよし市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員について、改姓前の氏(以下旧姓)という、元の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	1	みよし市議会	1	2	2	1	みよし市議会会議規則(平成21年三好町議会規則第2号) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	1	1	1	1	1	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8													
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取捨選択可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い													
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
23	237	あま市	4		あま市議会	1	2	2	1	あま市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
23	238	長久手市	2	平成15年6月13日付け事務連絡「議員の旧姓使用について(通知)」 議員の旧姓使用について(通知) このことについて、下記のとおり取扱うこととしたので貴所属議員にご周知します。 記 1 2に定める文書等に記載された議員の氏名について、当該議員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載等を行うこととする。 2 文書等とは以下に掲げるものをさす。 (1) 選挙での啓発 (2) 起案文書の起案者名 (3) 座席表 (4) 出席簿 (5) 休職承認簿 3 旧姓使用の手続きについては、別紙のとおり行うこととする。 4 この取扱いについては、平成15年7月1日から実施する。	長久手市議会	1	2	3	2	東郷町議会の会議員に関する規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						3	3	3	3	1	3		
23	302	東郷町	1		東郷町議会	1	2	2	1	東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬は、その期に当たりの議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の額に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間割合 180日を超え365日以下であるとき100分の80 365日を超え730日以下であるとき100分の70 730日を超えるとき100分の60 2 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、町議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬が減額された月があるときは、その期に当たった期末手当は、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日は前条の月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
23	342	豊山町	2		豊山町議会	1	1	3	2	大口町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	4	4	4	4	4	4
23	361	大口町	2		大口町議会	1	1	2	1	大口町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
23	362	扶桑町	1		扶桑町議会	1	2	2	1	扶桑町議会議規則 第2条第2項	2						1	1	1	1	1	1		

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン)のために実施していることがあればご記入ください。
		問9	問10	問11	問12				問13	問14	問15	問16	問17		
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 疾病に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 4. なし	に1関、定すハ等ラを設置してはる倫ト理防規止	す2る、議ハを設置してはる倫ト理防規止	に3関、をすハ行るラつ議スで、員メい向るけト研防修止	4その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		1	1	8	4	0	0	0		2	4		13		
		2	4	4	0	1	0	0		4	15		41		
		0	0	42	0	0	3	0		48	1		0		
		51	49	0	0	0	0	1		0	34				
23100	名古屋市	2	4	2						2	2		1	名古屋地域防災計画 ・防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面に於ける女性や高齢者、障害者などの参画を促し、防災共同参画の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。 ・男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び防災共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
23201	豊橋市	4	4	3						3	4		2	・岡崎市地域防災計画-地震災害対策計画- ・岡崎市地域防災計画-風水害対策計画- 3 女性特有のニーズ把握 【市(市民生活部防災課・社会文化部男女共同参画課)】 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するためのニーズ把握を行う。特に、女性専用の哺乳機、授乳室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズの把握を後発的に行う。 4 緊急活動のためのマニュアルの作成等 男女共同参画の観点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
23202	岡崎市	4	4	1		3				3	2		1	・岡崎市地域防災計画-地震災害対策計画- ・岡崎市地域防災計画-風水害対策計画- 3 女性特有のニーズ把握 【市(市民生活部防災課・社会文化部男女共同参画課)】 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するためのニーズ把握を行う。特に、女性専用の哺乳機、授乳室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズの把握を後発的に行う。 4 緊急活動のためのマニュアルの作成等 男女共同参画の観点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
23203	一宮市	4	4	3						3	2		2		
23204	瀬戸市	4	4	2						3	4		2		
23205	半田市	4	4	3						3	4		1	半田市地域防災計画 半田市防災計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
23206	春日井市	4	4	3						3	2		2		
23207	豊川市	4	4	3						3	2		2		
23208	津島市	4	4	3						3	4		2		
23209	碧南市	4	4	3						3	4		2		
23210	刈谷市	4	4	3						3	2		2		
23211	東海市	4	4	3						3	2		2		
23212	安城市	4	4	1	1					3	2		1	安城市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。第3条第4項 市等の職員に対し違わらず、同様、当該その他の行為をし、その公正な職務の執行を妨げ、又はその職務権限を不正に行使するよう働きかけをしないこと。 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局は災害対応について、防災担当部局を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行ったこと、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
23213	南栗原市	4	4	3						3	4		2		
23214	津都市	4	4	3						3	4		2		

都 道 府 県 市 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されている か。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組は、次のうち どれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 その部分の案文(本文)を記 入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの)以外を行ってい ますか。	問15 議会において、選称又は 旧称の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合当該部分の案文(本文)を 記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していること があればご記入ください。							
		1. 人員及び場所の設置 または提供がなされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がなされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がなさ れている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 1 問 定 す る を 規 定 し て あ る 倫 理 規 止	2. 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 研 究 を 行 う に 向 け た 研 究 修 正	3. 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 研 究 を 行 う に 向 け た 研 究 修 正	4 そ の 他 その他内容						1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	
23	215	茨山市	4	4	1	1	2							3	4		2
										茨山市議会ハラスメントの防止に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排 除のための措置並びにハラスメントに起因する 問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を 定めることにより、すべての議員及び職員が職 人としての尊厳を尊重された良好な環境を確保 し、もってハラスメントの防止に資することを 目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるこ とによる。 (1) ハラスメント セクシュアルハラスメント、ハ ワーハラスメント、マタニティハラスメント、モ ラルハラスメント及びその他の誹謗、中傷、風評の 発生等により人権を侵害し、又は不快にさせる 行為をいう。 (2) 職員 市長、副市長、教育長及び地方公 務員法(昭和25年法律第91号)第3条第2項に 規定する一般職の者をいう。 (適用範囲) 第3条 この要綱は、議員間又は議員と職員 の間において生じた問題 について適用する。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に 努めるとともに、ハラスメントに起因する問題 が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切 に講じなければならない。 (議員の責務) 第5条 議員は、他の議員及び職員の人権を尊 重し、議員活動遂行上対等な立場にあること を自覚し、ハラスメントをしてはならない。 第6条 議員は、ハラスメントの事実があると認 めたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の 解明に当たるとともに、その責任を明確にする よう努めなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントを受けた者は自ら申し 出た場合、議長は、議長に対し、ハラスメント に関する相談及び苦情を書面又は口頭により申 し出ることができる。 第7条 議長は、ハラスメントに関する相談 及び苦情の申出は、ハラスメントを未然に防 止する観点から、ハラスメントの発生のおそれ がある場合にも行うことができる。 (ハラスメント苦情処理委員会の設置) 第7条 議長は、ハラスメントに関する相談 及び苦情について、公正かつ適正に対応す るため、ハラスメント苦情処理委員会(以下 「委員会」という)を設置する。 第8条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) ハラスメントに係る事実関係の調査に 関すること。 (2) ハラスメントに係る対応措置に関す ること。 (3) ハラスメントの防止に関すること。 (4) その他ハラスメントに関し、議長が必 要と認める事項に限ること。 第9条 議長は、委員会が報告する者をも つて、委員会は、議員と職員の間において生 じた問題の対応に当たり、関係部署と連携 する。 第10条 前各号に定めるもののほか、委員 会の運営に關し必要な事項は、議長が別 に定める。 (プライバシーの保護) 第11条 議員及び職員は、ハラスメントの 当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職 務上知り得た秘密を漏らしてはならない。そ の職を退いた後も同様とする。 (雑則) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必 要な事項は、議長が別に定める。							
23	218	家津市	4	4	3									3	4		2
23	217	江南市	4	4	1	1								3	2		2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に設 置または提供されている か。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されている か。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してくだ さい。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、選任又は旧 職の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合、該当部分の案文(本文)を記入してくだ さい。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していることがあ ればご記入ください。					
	町	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 問 12で1.を 選択した 場合、今 後取組む 予定はな い。 2. 問 12で2.を 選択した 場合、今 後取組む 予定はな い。 3. 問 12で3.を 選択した 場合、今 後取組む 予定はな い。 4. 問 12で4.を 選択した 場合、今 後取組む 予定はな い。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めていない。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	問15で、1.を選択した場 合、該当部分の案文(本文)を 記入してください。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。			
	市				その他内容										
23	219	小牧市	4	2	1		3		2	1		小牧市議会議員旧職使用取扱要綱 第2条 旧職を使用しようとする議員は、議長にその旨 を審議により申出なければならない。ただし、次 に掲げる事項については、旧職を使用すること ができない。 (1)法令等の規定により旧職の使用が認めら れないもの (2)旧職を使用することが適当でない議長が 判断するもの	ハラスメント研修		2
23	220	稲沢市	4	4	3			2		4		稲沢市地域防災計画 応急活動のためマニュアルの作成等 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当 部署が災害対応について、庁内及び避難所等 における連絡調整を行い、平常時及び災害時 における男女共同参画担当部署の役割につ いて、防災担当部署と男女共同参画担当部署が 連携し明確化しておくよう努める。		1	
23	221	新城市	4	1	2					4					2
23	222	愛西市	4	4	3					4					2
23	223	大府市	4	4	2					2					2
23	224	田原市	4	4	3					4					2
23	225	知立市	4	4	3			3		3				1	・地域防災計画(地震災害対策計画、風水害対 策計画) ・地域防災計画(地震災害対策計画)第2編第5 章第1節第1項(6) ・地域防災計画(風水害対策計画)第2編第7章 第1節第1項(4) (前項)市は、男女共同参画の視点から、男女 共同参画担当部署が災害対応について庁内及 び避難所等における連絡調整を行い、平常時 及び災害時における男女共同参画担当部署及 び男女共同参画センターの役割について、防 災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し 明確化しておくよう努める。
23	226	尾張旭市	4	2	1					3					2
23	227	高浜市	4	4	3					3					2
23	228	高島市	4	4	3					3					2

都 道 府 県 市 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されている か。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組は、次のうち どれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの)以外を行ってい ますか。	問15 議会において、選考又は 旧姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していること があればご記入ください。				
		1. 人員及び場所の設置 または提供がなされて いる。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がなされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	に1 間 定するハ ラ等 を認 許して いる が定 め あ へ ん 倫 理 規 止	2 を 認 許 し て い る が 定 め あ へ ん 倫 理 規 止	3 を 行 う ハ ラ 等 を 認 許 し て い る が 定 め あ へ ん 倫 理 規 止	4 その他 その地内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めていないが、今後取 組む予定である。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断 したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
23	229	豊明市	4	4	3					1	1		2	
23	230	日進市	4	4	3					3	1		1	
23	231	田原市	2	2	3					3	4		2	
23	232	桑名市	4	4	3					3	4		2	
23	233	清原市	4	4	3					3	4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に設 置または提供されているか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくだ さい。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、選考又は 旧規の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくだ さい。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していることがあ ればご記入ください。				
	町	1. 人員及び場所の設置 または提供がなされて いる。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がなされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がなさ れている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 間 定するハ ラ等 が定メ る倫 理防 止	2 する 議員 向ハ ラセ ンタ に 口 開	3 間 を す ハ ラ セ ン タ に 向 け て 研 究 修 正	4 その他 その地内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)
23	234	北名古屋市	4	4	3					3	1	議員氏名の連絡使用に関する取り決めにつ いて(平成30年4月13日) 1 議員氏名 議員氏名は、当該証書記載の氏名(以下 「本名」という。)を用いるのを原則とする。た だし、連絡を議員氏名として使用したい議員は、当 選証書交付後、連絡使用届出書により届け出る ことができる。 2 連絡の範囲 連絡とは、公職選挙法制度の連絡(公職選 挙法施行令第88条の5第6項、第89条第5項) のほか、本名で使われている外字を、常用漢字 に置き換えて使用する等の範囲にとどめるもの とし、連絡の使用が承認された場合には、以降 任期中、連絡使用の例外を除いて、連絡を議員 氏名として用いるものとする。 3 届出期間 一般選挙後、議員懇話会春打合せ会が 開かれる日の2日前の日(その日が休日の に当たるときは、その日の前の直前の市の休日 でない日とする。)までとする。 4 連絡の認定 議会事務局長に届け出し、議員懇話会に おいて承認するものとする。 5 任期途中の議員氏名の変更 戸籍簿上の氏名の変更により本名を変更 する場合は、任期中においては、議員氏 名の変更はできないものとする。ただし、議会選 挙委員会の承認を得た場合はこの限りでない。 6 補欠選挙及び繰上補充による当選議員の取 り扱い 任期中開始後、速やかに議長に届け出し、議 会運営委員会において承認するものとする。 7 連絡使用の例外 緊急・恒久的申請、選挙徴収票の発行、各 種証明書等、連絡の使用によって業務上混乱 が生じるおそれのあるものについては本名とす る。 8 その他 この取り決めで定めるもののほか、連絡の使用 に關し必要な事項は、議長が議会運営委員 会に諮って決定する。	2	
23	235	勢州市	4	4	3					3	2	第3節 応急対応活動等のための施設、資機 材、体制等の整備 第3 応急活動のためのマ ニュアルの作成等 また、市は、男女共同参画 の観点から、男女共同参画担当部署が災害対 応について庁内及び避難所等における連絡預 備を行い、平常時及び災害時における男女共 同参画担当部署及び男女共同参画センターの 役割について、防災担当部署と男女共同参画 担当部署が連携し明確化しておくよう努める		
23	236	みよし市	4	4	3					3	4	みよし市地域防災計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参 画担当部署が災害対応について庁内及び避難 所等における連絡預備を行い、平常時及び災 害時における男女共同参画担当部署及び男女 共同参画センターの役割について防災担当部 局と男女共同参画担当部署が連携し明確化し ておくよう努める。		
23	237	あま市	4	4	3					1	4	2		
23	238	及久手市	4	4	3					2	4	2		
23	302	東郷町	4	4	3					3	2	2		
23	342	東山町	4	4	3					3	4	2		
23	361	木口町	4	4	3					3	4	2		
23	362	辰泰町	4	4	3					3	4	2		
23	404	大治町	4	4	3					3	4	2		
23	425	豊江町	4	4	3					3	4	2		
												欠履事由について、出席に係る 産前産後期間の明記も書めた 様式(暫定)で議会議員報酬)の 改正を予定している。		

